

---

平成30年8月(第5回)  
肝付町農業委員会定例総会

---

1. 日 時 平成30年8月24日(金曜日) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (16名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	福田智浩
委員	12番	中西政治
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員 9番 大窪輝則 10番 藤井勇次

6. 議 題 議案第16号 農地法第3条許可申請の件について  
議案第17号 農地法第5条許可申請の件について  
議案第18号 農業振興地域整備計画変更の件について  
議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. 一 閉 会 一

(会終了後) 11:30～

農地利用最適化の推進会議(農地を「貸したい」「借りたい」総点検活動アンケート調査関係)  
農業委員16名・農地利用最適化推進委員13名出席(銭貫、谷山、新西推進委員欠席)

### 第5回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成30年度肝付町農業委員会第5回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中16名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長にお願い致します。</p>
議長	<p>冒頭あいさつあり～。</p> <p>本日は推進委員の皆様にも参加いただきましたが、総会終了後、農地を「貸したい」「借りたい」総点検活動のアンケート調査の関係で推進会議を行いますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、9番の大窪輝則委員と10番の藤井勇次委員をお願いいたします。本日の議題は、議案第16号から議案第19号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第16号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第16号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は4件であり、全て所有権移転で、贈与が2件、売買が2件となっています。</p> <p>贈与の2件は、田が2筆で3,248平方メートル、畑が4筆で945平方メートルで、売買の2件は、畑が2筆で3,619平方メートルであります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が、後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆1,754平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外3筆で、畑が4筆3,945平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、田が2筆3,248平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆1,865平方メートルです。</p> <p>以上4件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>

議 長	<p>只今、事務局より説明がありましたので、1 番から 4 番まであります。お目通し下さい。</p>
議 長	<p>それでは、まずは 4 番の申請に福田委員の関係する案件がありますので、福田委員の退席をお願いします。（福田委員退席）</p> <p>それでは、所有権移転の 4 番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしということですので、4 番の案件については、許可することに決定しました。（福田委員～入室・着席）</p> <p>つづきまして、4 番を除く、1 番から 3 番までの件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>それでは、異議なしということですので、議案第 16 号農地法第 3 条許可申請の件、1 番から 4 番までの件は、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>2 ページをお開きください。議案第 17 号農地法第 5 条許可申請の件「5-30-13」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-30-13」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町富山〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町富山〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 861 平方メートルとなっています。</p> <p>転用目的が鍼灸院併設住宅・車庫・駐車場であり、転用事由が現在親と同居し、父親の整体院で一緒に仕事をしているが、今回結婚したのを機に父所有の申請地を譲り受け、鍼灸院を併設した持ち家を建築したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が、第 1 種農地の集落接続施設に該当します。この申請につきましては、6 月に農振除外の申請が出た案件でありまして、除外許可の目途が立ったということで、今回 5 条申請がなされたものです。施設の配置計画等、内容につきましては、農振除外申請時と変更はないということであります。以上です。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-13」について説明がありましたので、現地調査と調査報告については、農振除外申請の時点でなされております。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>それでは異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-30-13」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>次に 3 ページをお開きください。</p> <p>議案第 17 号 農地法第 5 条許可申請の件「5-30-14」について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-30-14」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が、〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑で筆 1,142 平方メートルとなって</p>

事務局	<p>います。転用目的が駐車場、資材置場、通路にしたいということで、転用事由が、当社は〇〇高山工場の敷地内にある駐車場を資材置場にするため、駐車場を申請地に移し、従業員の自家用車、〇〇車 10 台の駐車場と方塊ブロックの資材置場を確保したいということで申請がでております。</p> <p>農地の区分が、第 2 種農地のその他の農地に該当します。場所につきましては下にありましており、役場から〇〇の方に行きますと〇〇のある所に交差点がありますが、その交差点から〇〇方面に右折し、〇〇に隣接する北側の畑が申請地になります。施設の配置計画につきましては、右側にありますように、敷地内に従業員の自家用車 16 台分と〇〇車 10 台の駐車場と方塊ブロック置場を配置図のとおり設置計画したいということですが、この土地が道路から 1.5 メートルほど低くなっていることから、境界に方塊ブロックを 2 段積みまして嵩上げをし、雨水等につきましては、東側の道路側溝に流れるようにするというので申請が出ております。以上です。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-14」について、2 名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。                    はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8 番の永野です。「5-30-14」について、現地調査の報告をします。8 月 21 日に、私、藤井委員、事務局、申請人立ち合いで、調査を行いました。場所は、事務局から説明があったように、〇〇の交差点から北側へ約 500 メートル行った県道沿いの西側になります。申請地は、事務局からありましたように道路より低くなっております。盛り土により嵩上げをして利用したいということで、隣地への影響がないように方塊ブロックを積むということです。隣接の山林の所有者も譲渡人の方であり、雨水等の排水も道路側溝へ流すように勾配を設けるといふことでありますので、問題は無いかと思われまふ。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-14」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-30-14」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>次に 4 ページをお開きください。</p> <p>議案第 18 号 農業振興整備計画変更の件「変-30-3」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、農業振興整備計画変更の件「変-30-3」について、ご説明いたします。申請人が、肝付町後田〇〇〇番地の〇〇〇〇さんで、申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 607 平方メートルとなっております。変更後の用途は農家住宅と農業用倉庫を建てたいということです。変更理由は申請地周辺に所有する農地や畜舎の管理上、作業効率の良い申請地に農家住宅と農業用倉庫を建築し、経営基盤の強化を図りたいということで申請が出ております。農振除外後の農地の区分が第 1 種農地の集落接続施設に該当いたします。</p> <p>場所につきましては、下にありましており、〇〇振興会の所に〇〇自動車というのがありますけれども、そこから東側へ行きますと、南側に向かう T 字路がありますが、その道路を南側へ 80 メートルほど行ったところの右側が申請地になっております。</p>

事務局	<p>配置図につきましては右にありますとおり、</p> <p>住宅を北側に造りまして、南側の方に農業用倉庫を建てるということで、図面にはまだ排水等の表示は載っておりませんが、転用の申請時点では排水が載ってくると思いますけれども、今回の立会時には東側の道路の排水路に流すということであります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは、「変-30-3」についても、2人の委員が現地調査されております。どちらかの委員で、現地調査の報告をお願いいたします。 はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8番、永野です。「変-30-3」について現地調査しましたので報告いたします。申請地は後田の〇〇〇番〇です。調査日は8月21日で、私、藤井委員、事務局、申請人立ち会いで現地調査しました。場所は事務局からありましたが、地図からは分かりにくいですが、先ほどありました、〇〇の交差点から〇〇小学校の方に向かい1.5キロメートルほど行きますと、〇〇の供給センターがあります。そこを右折して中に入って行ったところですが。現況は畑で牛の飼料のロールが置いてありました。畜舎はすぐ近くにありまして。敷地は前面道路より少し高くなっております。排水については東側の道路に40センチメートルの側溝が整備してあります。また周辺には住宅が点在しており特に問題はないかと思われまして。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-30-3」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議長	<p>はい、異議なしということですので、議案第18号 農業振興整備計画変更の件「変-30-3」については、許可相当との意見書を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして、5ページをお開きください。</p> <p>議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。8月分を事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の8月申請分につきまして説明いたします。</p> <p>1番の所有権移転ですが、内之浦地区が、田が1件の2筆で2,012平方メートル、畑はありません。高山地区が、田が2件の2筆で3,781平方メートル、畑が1件1筆で1,676平方メートルです。詳細は6ページになります。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定ですが、内之浦地区の新規が、田が6件の10筆で9,805平方メートル、畑はありません。再設定は、田が8件の14筆で16,198平方メートル、畑はありません。高山地区は新規設定が、田が1件の1筆で473平方メートル、畑が6件の11筆で25,317平方メートル、再設定が、田が2件の5筆で3,436平方メートル、畑が17件の26筆で59,120平方メートル、肝付町の合計が、田が17件の30筆で29,912㎡、畑が23件の37筆で84,437平方メートル、田、畑合わせて合計で、40件の67筆で114,349平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が7ページ、高山地区が8～9ページに掲載してございますのでお目通しください。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>

議 長	はい、それでは5ページを開けてください。所有権移転が4件あります。まずはお目通しをお願いします。
議 長	はい、それでは1番の所有権移転の4件について審議します。異議、意見等はございませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、1番の所有権移転の4件については、提案どおりすべて許可することに決定しました。 つづきまして、2番の利用権設定につきまして、内之浦地区が14件、高山地区が26件あります。お目通しください。
議 長	それでは、先ずは内之浦地区の14件の利用権設定の件から審議します。 異議、意見等ありませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、内之浦地区の利用権設定案件の14件の申請については、提案どおりすべて許可することに決定しました。 つづきまして、高山地区の利用権設定の件について審議します。26件ありますのでお目通しください。
議 長	はい、それでは高山地区の26件の利用権設定について審議します。異議、意見等ありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	それでは異議なしと認め、高山地区の利用権設定案件の26件の申請については、提案どおり全て許可することに決定しました。 つづきまして、報告協議に入ります。1番から3番まであります。10ページをお開きください。 報告・協議1番の「農地利用集積事業計画の解約について」4件あります。解約理由は、貸手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものであります。お目通しをお願いします。
議 長	合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。 つづきまして、11ページをお開きください。報告・協議2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が4件あります。あっせん委員を選任したいと思えます。まず、「あ-30-14」について事務局の説明を求めます。
事務局	「あ-30-14」について説明いたします。 申出人が 肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町新富字立野と松崎地区の田を全体で5町歩ほど、譲受と借受希望です。 希望価格は、譲受で20アール以上の田で10アール当り200,000円、借受の場合で、20アール以上の田で、10アール当り10,000円の借賃希望で借受希望期間は10年です。以上、よろしく願いいたします。

議 長	<p>それでは「あ-30-14」のあっせん委員について、地区担当委員の白田委員と富永委員にお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-15」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-15」について説明いたします。</p> <p>申出人が ○○市○○区○○町○○ ○○○-○○ ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町波見字○○ ○○○番○</p> <p>地目・面積は 田 1筆 1,473平方メートル</p> <p>あっせんの種類 貸付希望</p> <p>希望価格については全部でモミ3俵、土地改良費借手負担の場合はモミ2俵でよいということです。希望期間は3年からとなっています。場所につきましては、役場から行きますと、○○小を400メートルほど過ぎたところを左折いたします。そこから300メートルほどの所になります</p> <p>また、この件につきましては、地図の下にありますとおり、12月まで2期のエン麦を作るので、1月以降の耕作者を探してほしいとのことです。詳細につきましては、あっせん委員は事務局で確認してください。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-15」のあっせん委員について、地区担当委員の坂口委員と内倉委員にお願いいたします。</p> <p>12ページをお開きください。次に「あ-30-17」について事務局に説明を求めますが、「あ-30-16」については、申し出後に取り下げがありましたので、はずしてあります。それでは、「あ-30-17」について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「あ-30-17」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町後田○○○番地 ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町後田字○○ ○○○番○ 外1筆</p> <p>地目・面積は 田 2筆計 2,158平方メートル</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、○○振興会の方から老人ホーム○○へ向かい、○○入り口から斜め左へ、300メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-17」のあっせん委員について、地区担当委員の大窪委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-18」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-18」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町宮下○○○番地 ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町宮下字○○ ○○○番 外2筆</p> <p>地目・面積は 田 3筆計 2,761平方メートル</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、役場から○○振興会に向かいますと、○○さんがございますが、ここの駐車場の所から左折いたします。ここから50メートルほどの所を左折し、40メートルほどの所に、○○○番と</p>

事務局	なっております。ここから南へ 100 メートルほどの所に〇〇〇・〇〇〇番となっております。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あ-30-18」のあっせん委員について、地区担当委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。 つづきまして、13 ページをお開きください。報告・協議 3 番の農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。
事務局	あっせん申し出の未成立分の積み残し等ではありますが、13 ページから 15 ページに、譲渡、貸付、借受け、譲受希望の未成立分と本日の新規分が載せてあります。 成立したものにつきましては、随時、消していきますが、資料をご覧いただき、あっせん委員になってもらっている方で、気づかれた点がありましたらお知らせください。条件が悪いところが残っているようですが、あっせんが成立するようよろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。
議 長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	無いようですので、つづきましてその他に移ります。事務局から連絡があります。説明をお願いします。
事務局	地域別農業委員会農地利用最適化推進会議の日程等について説明。 以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	他に何かありませんか。
	「なしという声あり」
議 長	それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、9 月 25 日(火曜日)午前 10 時の予定ですのでよろしくお願いいたします。 以上で 8 月の定例総会を閉会いたしますが、このあと農地利用最適化の推進会議(農地「貸したい」「借りたい」総点検活動アンケート調査関係会議)を開催しますのでよろしくお願いいたします。以上で終了します。

<午前 11 時 25 時分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成 30 年 8 月 24 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 大窪 輝則

委 員 藤井 勇次